

「小さな拠点」づくり促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 「小さな拠点」づくり促進事業（以下「本事業」という。）は、中山間地域等において、市町等が実施する「小さな拠点」づくり及び市町が実施するふるさと支援センターの取組に対して支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「小さな拠点」づくり

中山間地域等において、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出、集落間の交通ネットワークの形成等を通じて、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らしていくことができる仕組みづくり

(2) 中山間地域

山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定の農山村地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域及びこれら地域に隣接する市町村（旧市町村単位）並びに農林統計上の中山間地域（中間農業地域と山間農業地域）（旧市町村単位）を合わせた地域

(3) 地域再生計画

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する計画

(4) ふるさと支援センター

地域課題の解決に取り組む住民組織の設立・運営をサポートする取組

(事業区分)

第3条 本事業において、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業

地域課題の抽出から「小さな拠点」づくりによる地域課題解決に向けたプラン策定までの支援に係る事業

(2) 「小さな拠点」整備事業

前号により策定されたプランに基づき実施する、3つ以上の地域課題を解決するソフト事業や、それらを実施するために必要なハード事業

なお、地域再生計画等による「小さな拠点」づくりの計画（以下「地域再生計画等」という。）が策定されている場合は、その写しを知事に提出することによ

り、プランに代えることができる。

(3) ふるさと支援センター設立・活動促進事業

市町が、ふるさと支援センターを設立し、持続可能な体制のもとに行う次の事業

- ア 地域課題の把握、地域課題の解決に向けた取組の方向性を検討する事業
- イ 地域の将来ビジョンの策定を支援する事業
- ウ 地域課題の解決に取り組む活動主体の組織化や法人化を支援する事業
- エ その他、地域課題の解決に向けた取組として適当と認められる事業

(事業の範囲)

第4条 本事業の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業
概ね小中学校区を単位とした一定の地域（ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に基づく市街化区域を除く。）とする。
- (2) ふるさと支援センター設立・活動促進事業
概ね旧市町村（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併前の旧市町村をいう。）を単位とした地域とする。

(事業の要件)

第5条 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業の要件は、ア、イのうち、いずれか一方又は両方の要件を満たす取組とする。

- ア 小さな拠点づくりに関連する地域再生計画等に基づく取組
- イ 次の(i)から(iii)の全てを満たす取組
 - (i) 市町の地方版総合戦略に位置づけされていること
 - (ii) 地域住民の合意形成に基づく「小さな拠点」づくりのためのプランを策定するものであること
 - (iii) (ii)のプランに基づいた事業が実施されること

(事業の実施主体)

第6条 本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業
市町及び市町からその経費の補助を受けて事業を実施する住民組織等とする。
- (2) ふるさと支援センター設立・活動促進事業
市町とする。

(事業への支援)

第7条 本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、「小さな拠点」づくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を、市町に交付するものとする。

(支援期間)

第8条 本事業の支援期間は、令和7（2025）年度までとする。

2 本事業を実施する支援期間は、次号に掲げる期間とする。

- (1) 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業実施するひとつの地域に対する支援期間は最大3年
ただし、スタートアップ支援事業は、支援期間のうち、連続する最大2年
- (2) ふるさと支援センター設立・活動促進事業
ふるさと支援センター1か所当たり連続する最大2年

(補助対象外事業)

第9条 本事業において、補助金の交付対象とならない事業は別表1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第10条 本事業において、補助金の交付対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業事業の実施に要する経費から別表2に掲げる経費の額を控除したもの
- (2) ふるさと支援センター設立・活動促進事業事業の実施に要する別表3に掲げる経費

(事業計画書の提出)

第11条 補助金の交付を受けようとする市町長（以下、「市町長」という。）は、「小さな拠点」づくり促進事業計画書（別記様式第1号）を作成し、知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 市町長は本事業が効果的かつ円滑に進むよう、国庫補助事業等の活用について、知事と協議の上、事業計画書に反映させるものとする。

(事業実施にあたっての留意)

第12条 市町長は、住民組織等が補助事業を実施する場合において、この要綱その他県の関係規則及び市町の関係規定を遵守し、適切に実施しているか監督し、必要に応じ適切な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

- 2 知事は、本事業の実施主体に対し、事業の実施状況及び経理処理状況について、必要な調査を行うことができる。

(この要綱の実施に関し必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

番号	補助対象外事業
1	宗教、政治、選挙活動を目的とした事業
2	公序良俗に反する事業
3	国、県、団体等他の交付金等の対象と認められる事業
4	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める事業

別表2 (第10条関係)

番号	補助対象外経費
1	土地の測量、購入、補償に要する経費
2	公用施設の取得、整備、修繕に要する経費
3	食糧費(事業目的のために招聘した外部人材講師等に対する経費を除く)
4	人件費、事務室の賃借料、光熱水費等、事業の実施に直接必要とされない経常的な管理運営経費
5	出資、貸付に要する経費
6	車両購入に伴う公課費(自動車税及び自動車重量税等)
7	施設の整備や改修のみを目的とした事業(運用、活用についての計画がないもの)
8	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める経費

別表 3 (第 10 条関係)

経費区分	内容
報 償 費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
委 託 料	業務委託（住民アンケートの実施）等
備品購入費	ふるさと支援センターの設立に要する備品等の購入費
諸 経 費	旅費（ただし、市町職員（非常勤職員は除く。）の旅費は除く。）、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、その他ふるさと支援センターの設立・運営に必要な経費として知事が認めた経費
備 考	次に掲げるものに該当する経費は、補助対象とならない <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと支援センターの設立・運営に直接必要とは認められない経費 ・市町長自らが負担すべき経常的な経費 ・人件費 ・負担金、補助金及び交付金（ただし、イベントへの出展等に要する負担金は除く。）